

議 長 日程第1「議案第51号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは委員会報告をいたします。

令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は12月7日、8日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第51号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、利用実績の確認と今後の利用見込み、県内市町の料金の比較等について審査をしました。審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、次の項目について強く申入れをします。

1、利用料金についてはあくまでも上限額であるので、実料金を設定するには慎重に検討されたい。

2、利用料金を改定する際は今後施設の整備充実に留意されたい。

3、利用者に対し料金の改定を行う際は、事前に十分な周知を図られたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がなければ討論に入ります。

(「省略」の声あり)

はい、討論…いやいや、やるんでしょう。討論ございますか。

(「はい」の声あり)

はい、原案に反対の方から行いたいと思いますが、その立場でよろしいですか。

9 番 井 上 それでは議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この一部改正の条例は、寄みやま運動広場の利用料について、利用者に受益者負担をしていただくということで、料金を増額する一部改正であります。受益者負担を増額ということですが、寄みやま運動広場は旧態依然であり、今後のリニューアルや改修の予定もない。そのため料金の増額分は維持管理費に対する財源補填ということだけです。執行者は料金を改定する前に、借地料や維持管理費等の検討、削減に努め、これらの財源を捻出するようにするべきであります。

また、他の公共施設で利用料金を規定している条例とは違い、条例の中に料金設定が利用料金の上限額を条例で定める方式としています。例えば寄みやま運動広場のこれまでの利用料金は、町内居住・町外居住者とも条例規定額、いわゆる上限額という説明がありましたが、条例で規定している額の2分の1を徴収をしていました。今後の条例改正後の徴収見込額は、町内居住者は条例規定額の100%、町外居住者は条例規定額の60%から3分の2を実際の徴収額とする改正であります。これは町民等に対して非常に分かりにくい条例とする一部改正であります。

そして、この条例のように上限設定をし、利用料金と金額の範囲内での執行を定めるような料金徴収の方式は、執行者、指定管理者の裁量で利用料金を定めることができる規定となります。町民、利用者の負担を決める権利、町民や利用者の負担を決める条例の中の議決権を持つ議会としては、1つの金額を議

決し、これが適正な金額で負担を頂くと、町民に負担を頂くという条例の議決権に対し、適当ではない条例改正であります。この一部改正で料金の上限設定をする規定を正さなかった点についても強く反対をいたします。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。よろしく御賛同のほどお願いをいたします。

議 長 ほかに討論はございませんか。原案に賛成の方の討論がございませんか。

4 番 中津川 私、賛成する立場として討論をさせていただきます。

確かに使用料等に関するですね、他の条例を見ると、金額イコール使用料となっていますけども。本条例ではですね、これまで同様、上限額を設定し幅を持たせた中で適切な使用料を決定していくことでよいと考えます。現にですね、みやま運動広場の場合、今、時間当たり、1時間の使用料は550円となっております。条例の改正どおりですね、これを倍の金額にしてもですね、1時間当たり1,100円になります。他の公園、例えば中井町の中井中央公園ですと、1時間当たりですね、グラウンドの面積は若干違いますけども、同程度の規模でございますので、1,100円に対してはですね、1,020円。大井町の山田グラウンドについてはですね、1時間当たり1,000円ということになってますので、他の近隣ですね、市町とも比較しても適切な金額ではないかなというふうに考えております。

以上で賛成の立場としての討論を終わらせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。